

ただし書き適用に係るチェックシート

		設置者 チェック 欄	保健福祉 事務所 確認欄
1	浄化槽を設置しようとする建築物の用途が「1戸建て住宅」である。		
2	台所及び浴室は1ずつである。		
3	実居住人員及び将来の居住人員見込みは	3人以下である。	
		4人又は5人である。	
4	3において4人又は5人である場合、 浄化槽設置後の1日あたり予定使用水量が1,000リットル以下である。		
5	設置者の責任において浄化槽の法定検査、保守点検及び清掃が適正に実施できる。		
6	浄化槽法施行規則第一条(使用に関する準則)を遵守する。		
7	既存の浄化槽がある場合、直近の法定検査の結果が「適」であること。		
8	服薬、洗剤・油脂類の使用過多により、排水のBOD量が高くなることを理解しており、浄化槽の処理能力以上に排水のBOD量が高くなる要因がない。		
9	浄化槽設置後、法定検査の結果が、「不適」と判断された場合、清掃を必要に応じ実施するなど、速やかに改善措置を講じる。		
10	清掃などの改善措置を講じても、法定検査の結果が「不適」と判断され改善されない場合、責任を持って、適切な規格(人槽)の浄化槽への切替・交換を含め適切な対応が可能である。		
11	浄化槽管理者を変更する場合、変更後の浄化槽管理者に対し、責任を持って上記事項を承継する。		

確認年月日： 年 月 日

浄化槽設置者：
